

令和2年第6回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年12月14日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第55号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第56号 浅川町防災会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第57号 浅川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第58号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第59号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第60号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第61号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第62号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第63号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第64号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第65号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第66号 令和2年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第67号 工事請負契約の変更について
- 日程第14 同意第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 請願第 4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程の追加
- 日程第17 発議第 6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程のとおり

日程第17 発議第 6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出について

出席議員（12名）

1番	菅野朝興君	2番	兼子長一君
3番	会田哲男君	4番	木田治喜君
5番	岡部宗寿君	6番	渡辺幸雄君
7番	金成英起君	8番	須藤浩二君

9番 上野 信直 君 10番 角田 勝 君
11番 水野 秀一 君 12番 円谷 忠吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	江田 文男 君	副町長	藤田 浩司 君
教 育 長	真田 秀男 君	総務課長	江田 豊寿 君
会 計 管 理 者	菊池 三重子 君	建設水道課長	八代 敏彦 君
税 務 課 長	高野 喜寛 君	住 民 課 長	我妻 美幸 君
保健福祉課長	坂本 高志 君	農政商工課長	坂本 克幸 君
学校教育課長	生田目 源寿 君	社会教育課長	岡部 真 君

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 佐川 建治 主 事 生方 健人

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第55号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お伺いいたします。

供託金なのですが、15万円ということなのですが、供託金の納付に関しましては町内の金融機関で納付できるのか、1点お尋ねいたします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 協力金の納付等、今回提案した条例につきましては、これらの詳細について、委員会のほうで手引書を作成する予定です。供託金については法務局のほうになるかと思いますが、そういったことも含めて、今回の条例だけでは見えない部分がありますので、そういった手引書、提案理由でも説明しましたように、自動車等の契約書についても、これら規則等を定めますので、そういった中において実務上は取扱いのことは周知したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） じゃ、詳細については、この後煮詰めるということでもよろしいでしょうか。

通常ですと、県議会議員選挙等ですと、大体東邦銀行さんが窓口になって取扱いをしているものだと理解しているんですが、できれば他町村、でかい支店がある東邦銀行さんに行かなくても、町内の金融機関での納付

ということがなれば、なお利用するというか、そういうのに利便性が図れるものだと思うので、できれば町内の金融機関を利用できるように検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今回提案している条例の第12条の委任という中におきましても、必要な事項については委員会が定めるというふうになっていますので、今お話あった件も含めまして、委員会のほうで今後精査をしていくというふうにしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 公費の出どころです。町長選挙、議員選挙なので町なのかなというふうには思うんですけども、国等からの補助みたいなものがあるのかどうか、それを1点として伺いたいと思います。

2点目、やはり供託金に関してなんですけれども、この間の説明だと、定数で割って、その10分の1ということで、前回の町議選の有効投票というの4,029票でした。それから計算すると、大体33票ぐらいで供託金没収を免れると、こういうことになるのかなというふうには思うんですけども、そういう理解でよろしいのでしょうか。それが2点目です。

それから、3点目、選挙運動の自動車なんですけれども、一般乗用旅客運送事業者の分については1日6万4,500円、それ以外は車と運転手合わせても2万8,300円ということで、運送事業者の車を使ったほうが倍以上高いと。この根拠というのはどういうふうになっているのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目のこれらの費用負担の関係ですが、現在のところは国・県等からの補助、交付金等の周知はございませんので、町費負担というようなことでの負担という現状になっております。今後いろんな要望等がなされるか分かりませんが、現状においては、そういった交付金等の周知の文書は来ていないのが状況でございます。

次に、供託金の没収の関係ですが、提案理由の説明をしましたように、供託金の没収については、選挙法中の定めによりまして、地方の選挙については有効投票数の10分の1と、議会議員の選挙については有効投票を議員定数で割りまして、その10分の1が供託金の没収点というふうなことで、これは選挙法の中において定めになっております。

また、3点目の自動車とタクシー等の、これの算定の根拠ということでございますが、これについての詳しい算定の根拠、大変申し訳ございません、どういった内訳でということは手持ち資料ありませんので、全国で定められたこの額をもって、同じような取扱いをしてはどうかということで提案をさせていただきます。

以上です。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる自動車の使用のことなんですけれども、非常に差があるということ、やっぱり個人でやった場合に、そういう運転手も含めて契約です。その他の問題でも契約ということが出てくるんですけれども、これはいわゆる町管理委員会との契約、こういうことに、町との契約ということになるんでありますでしょうか。

それが1つと、それから、やっぱりそういう契約、しっかり供託金を納めたり様々なことが、例えば、郡山の県中地方事務所に行かなくてはならないなどというふうなことは、あるいは供託金の場合には近くの法務局に行かなければならないというような、そういうものになるのかなというふうに考えられるんですけれども、その点は、こういう国がそういう方針を示したわけでありますから、国の考え方というのはおおむね町にも伝わってくるというか、それなりにあったのではないのかなというふうに思います。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の契約関係でございますけれども、今後、町の選挙管理委員会において、今回条例で定めた内容について、これらの具体的な手続、今言ったハイヤー方式、一般契約方式とかありますので、それらについて県の選管に定めるものなどを参考に作成する予定ですが、契約関係につきましては、予定ですと、候補者と運送業者との間に契約をしていただくと、その契約書の写しを町の選挙管理委員会のほうに届出をしてもらおうと、申請をもらおうというふうな大きな流れになっております。その写しを持って町のほうに申請がありますので、支払いについては、町から事業者に直接支払うというふうな流れになる予定で進める予定でおります。

供託金の国の考え方ですが、これについては、もう現在説明の中にもありますように、今回は町長と議員の選挙が対象でございますけれども、資料の2ページにありますように、もう既に県知事、県議会議員、市長選挙、議会議員の選挙とかというふうなことで、もうこれらの制度については導入されておりますので、そういった趣旨と同様の内容で取扱いをしているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） その運送業の許可を持っている業者というのは、浅川町では何業者ぐらいいらっしゃるんですか。旅客業ということになれば、いろいろハイヤーとか観光バスなんかも運営している、そういう業者も含まれるのかなとは思いますが、何人ぐらいいるのかな、何業者ぐらいいるのかなと。

それから、供託金については、一般的には法務局に供託するというふうなことになっているんだと私は認識しているんですけれども、こういう場合でも、例えば白河とか郡山とかに行かなければならないのか、それとも金融機関がこっちに来て納めることができるのか、そういうふうなことなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、自動車の取扱いですが、これについても委員会のほう、選挙管理委員会の中において、県内全域を対象とするのか、全国的にそういった事業者でよろしいのかという取扱いも、これらについては今後委員会の中において、県の今現在取扱いしている手引書等を参考に、委員会の中において改めて検討したいというふうに考えていますので、現段階においては、町村内とか、県内とか、そういった定めについてはまだ整理はしてございません。

将来にはということですので、現在のところ、町内にはタクシー等でできる業者については1社のみかというふうに承知しております。それ以外にも営業上の許可を取っている人もいますかと思っておりますので、詳細については把握していないのが現状でございます。

供託金の納入先についても、一般的には、今おただしの件ですが、金融機関の取扱いについても、これについては県のほうでも実施しているという状況を把握していますので、そのようなことができるような形が望ましいとすればそういうふうに、先ほども質問もございましたように、委員会の中において納入先も十分精査したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、細かいことについてはもう選挙管理委員会で決めるというふうなことになるんだというふうな答弁です。ただ、供託金についても、この委員会で、そういう望ましいということであれば、委員会で決めることができるわけですか。

特に供託金であります。そういう取扱いについてもこれからやると、こういうことですか。これは望ましいというのは、地元でやったり、地元の金融機関なんかで納めることができれば、これ本当に立候補を容易にするためにそういうふうな狙いがあるわけでありますから、そういう点を加えれば、そのほうが良いというふうなみんなの声だと思います。望ましいというふうになるんだと思うんですけども、それも選挙管理委員会で決める、そういうことですか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 現在のところ、県の選管に係る公費負担の手引には、供託金までちょっと明示ない状況でございます。これについてはちょっと調査及び精査したいと思いますので、今回は内容説明できる状態にありませんので、今後そのことを精査した中で周知をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第55号 浅川町議会議員及び浅川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第56号 浅川町防災会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 1点お伺いいたします。

現行と改正後ということで総務課資料いただいたわけですが、できれば避難所等を開設する場合も、いろんな防災の避難等が出たときに発生すると思うんですが、やはりその中の健康管理についてなんですけれども、できれば町内の医療機関の先生も委員に入れて、町民の避難場所での健康管理など、お手伝いできるような体制を取ってはいかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今回の提案につきましては、改正案でもって30名以内の委員ということで提案をしました。その中において、第3条の5における（10）番、「前各号に掲げる者のほか、特に必要と認め町長が任命する者」ということで、今回については資料の27番から28番までの3名を任命したわけですが、総数で28名ですので、今お話ありました、そういった医療関係の方については今回入っていませんが、特に町長が必要と認めるといふことであれば、その分は十分精査をして対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ぜひ前向きに検討していただければと思います。答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 30人以内ということで資料にありますので、商工会長とか、町内の非常にいろいろ詳しいということもあると思いますので、入れたらどうかというふうに思いましたので、なお町長が定める者のできるわけですから、町長ぜひそういうふうにしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 検討させていただきまして、その方向でいければいいと思っております。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） これは、災害対策本部をつくるわけではなくて、町の防災計画をつくる際の会議のメンバーだというふうにするんですけども、実際にこの防災会議というのは、どのぐらいの間に、開催時期です。年に一遍とか、どういうふうになっているのか、開催時期について、それが1つ目。

2つ目は、最近開催されたのはいつで、どういう内容の会議だったのか伺いたと思います。

その2点です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 1点目の防災会議の開催の件ですが、過去の防災会議については、平成26年2月21日に開催した現在の地域防災計画書、そのときに開催して以降、開催はしてございません。今回、防災会議の委員の改選をしまして、今年度については来年の年明け、2月に防災会議を実施する予定であります。

平成26年以降、約7年近く防災会議が開催されていなかったということの現状を十分踏まえまして、今後については定期的に、具体的には1年もしくは2年に1度は開催が必要かというふうに思っていますので、今後は定期的な開催ということ視野に入れて、防災会議の在り方については開催していくという考えで進めたいと思います。ましてや毎年国のほうの防災関係の法律等の改正がございますので、そういった改正も踏まえまして、何かしらの改正等がございますので、年に1回開催するのが適当というふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この委員の任期は2年ですから、これまで7年間開いてこなかったということは、もうとっくに任期切れになっていたということなのかなというふうに思うんですけども、今回改めてそれをお願いをしてやってもらうということになるんですか。この赤い字の人たちは、そういうことですね。ぜひ定期的に開いていただきたいなというふうに思います。

町の防災計画も、昨年の水害を契機にして大幅に見直しがされて、実際に活用できる、そういうものになりつつあるというふうに思いますので、その時々々の必要性を、必要なものを取り入れて改善していくことは必要なことだというふうに思います。

それで、伺いたいんですけども、これ委員の方は、ほとんどの方が長という立場の人になっているんですけども、出席されるのは長の代理ということになりますか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 資料にありますように、所属機関及び役職名ということで明示しております。これについては任意の表示でございまして、代理の方になるか、基本的にはこの役職名の方に周知をしまして、出

席を願うという考えで予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 1つだけお伺いします。

この防災会議のメンバーです、28名ということで、この赤字で書いたところを、副町長さんのほうは分かるんですけども、そのほかの追加なり変更なりしたのは、大きな理由というのは何があるんでしょうか。そこを1つだけお伺いしたいと思うんですけども。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 総務課資料2の中で、改正後の案でございますが、例えば2番目については、従来東北農政局ということで現行はなっておりましたが、やはり昨今の気象状況の変化とか、いち早く情報提供をしていただくということで、気象庁の福島予報官も昨今町内に見えられまして、そういった協力を惜しみませんというお言葉もいただいていますし、町が避難勧告とかそういった判断する上でも気象庁の予報、情報が必要ですので、防災会議のメンバーに変更という形で入れさせてもらいました。

また、この改正後の案の24番についての浅川郵便局、これについては、災害協定、覚書等々を締結しておりますので、そういった日常も協力を得ていると、また、災害時にも協力を得るとということで、新たにではありましたが、日本郵政の浅川郵便局等々についても入れさせてもらいました。

基本的には、災害時における各種関係機関の主な機関については協力を願うということで改正をさせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 逆に言えば、先ほど9番議員さんのほうからもいろいろあったと思うんですけども、防災会議の開催を含めて、ある意味スリム化するのが一番機能性としてはいいんだろうと思うんですけども、28人と以前より、これでいくと6名ですか、増えたということなんですけれども、余計開催が難しくなったり、名前は入っているんですけども出席はできませんよというような形のことが起きてこないかというのがちょっと危惧するところもあるんですけども、逆に今の説明で、24番の郵便局だとか何かというのが、いわゆるその協力関係と、それからこの防災会議の持っている意味、趣旨からすれば、そんなに合理性というか、あれないような感じはするんですけども、これは一応会議で決めたということなんだろうから、その辺の人選についてのどうのこうのと言うつもりはないんですけども、ある意味、ある程度のスリム化をした中での臨機応変に動けるような体制が非常に大事なところなのかなと思いますし、ほかの市町村についても多分二十四、五名が、十分その辺の中で機能しているんじゃないかなというふうな考えもありますんで、ぜひとも今後、い

ろんな改正等々あると思うんですけども、その辺の兼ね合いも含めて考えていただければというふうに思っています。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第56号 浅川町防災会議設置条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第57号 浅川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） この条例ですが、基礎控除額相当分の基準額を33万から43万に引き上げるということになっているんですけども、ちょっとお聞きしたところによると、これは普通の会社員の方はプラス・マイナス・ゼロということで、自営業の方は少し得になるというようなことをちょっとお聞きしたんですけども、これは、実際年収が200万、300万、400万みたいなことで、どのような方に適用されていくのか。具体的な数字といえますか、そういうものを聞かせていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、まず、基本的に平成30年度の税制改正に伴うもので、給与所得控除と公的年金等の控除からの基礎控除への振替、10万円のそれぞれ振替で、先ほどおっしゃったとおりプラス・マイナス・ゼロということで、直接の今回の軽減判定には影響がない、支障がないようにするために該当するものでありますということで、説明したとおりになっております。

そのほかの自営業者の方につきましては、今回、給与所得控除額が65万から55万に下がるのが、給与所得控除の収入ですと162万5,000円以下という形で、こちらのほうがそもそもの10万円の所得控除という形になりますけれども、自営業者の方は、給与所得、年金所得、こういったものが、そもそもこの給与所得上の控除の対象となりません。ですので、基礎控除33万円が43万円に上がった、その分10万円が上がった分のみが自営業の方が該当になりますので、極端な話を言えば、所得が43万円分に対象になる部分が増えるという形になりますので、自営業者の方につきましては、控除対象の対象の方が大分増えるという計算になってきております。ですので、その方が実際に、それでは幾らの場合にはどうのこうのという形になると、それぞれのパターンが出てきますので、この場でちょっとお示しすることはできませんが、自営業の方につきましては対象の方が増えるという形で見込んでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） ちょっと口頭で言うていただいて、詳しくやっていただいたと思うんですけども、ある程度の具体的な例というのはあると思うんです。それを今ちょっとすぐにはというのは難しいと思うんですけども、皆さんに不利益はないということで、それは分かったんですけども、その具体例を、ある程度の具体例というものを、後でも構いませんのでお示しいたいて、配付していただくなりしていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、高野喜寛君。

○税務課長（高野喜寛君） 資料につきましては、議会からの要請という形であれば、資料として提出するような形を取りたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第57号 浅川町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第58号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第4、議案第58号 浅川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第59号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 今回の条例改正で、私たちがずっと以前に何回か指摘したんですけれども、前年度の余ったお金を基金に積まなくちゃならないという条例に、ずっと浅川町は違反して、ほとんど積まなかったんです。こういう条例違反の状況はまずいだろうということで、この条例改正を何回か問題にしたことがあるんですが、やっと今回改められるということで、私は歓迎したいと思います。

それで、今回の条例改正でも町の国保の基金がなくなるわけではなくて、今後も残されるということであります。今後どのような運用を考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 基金の運用ということなんですけれども、国保事業につきましては、ご存じのとおり県が保険者になりまして、令和6年度から令和10年度まで、県の統一単価のための調整を行うというふうに伺っております。11年度から県内全ての料金が統一されるということで、県のほうで示しておりますが、基金につきましては、その取扱いの方法についてはちょっとまだ明確な形を示されておきませんが、ただ、保

険料に充当する形で基金を使うというふうなことはできないということで、例えば、収納率が著しく低下をして納付金に不足額が生じた場合には、その不足額に基金を充てることはできるということで、今後、県のワークグループ等を含めて検討をして、令和11年度の制度の適用前には基金の運用について明確な形を示したいという形で今のところ伺っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 料金が統一された場合でも、剰余金、これが発生するというのはあり得ますよね。税金が大体九十何%ぐらいしか見込んでいないというところがあって、それが、例えばそれよりも改善されて納付が多くなったというような場合は、剰余金というのが町の国保の会計の中でも出てきますよね。それらを基金に積んで、納付率が下がったときに使うと、こういう形なんですか。その際、この基金は国保税の引下げのためには使えないと、こういうのが県の方針なんですか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 結局、基金を保険料に充当してしまうと各市町村でばらつきが出てしまうことになりますので、その賦課額については統一したいという形で。今、移行までの期間が、先ほど申し上げましたように、10年までであるということなので、その間にその基金を使う市町村、自治体もあるかもしれませんが、どのような変化が起こるか分かりませんが、その時点で基金を運用して使う。

浅川町については、一番初めに、制度が変わって5年ぐらい同じような形で推移をさせたいというふうに私お話をしましたが、去年は若干そのまま県の伸び率を勘案して、少しだけの値上がりをしました。県の保険料がはっきりすれば、そこにすり合わせていくような形で基金は運用したいとは考えているんですけども、まだその試算といえますか、県のほうの試算が出ていないので、その金額のちょっと形によっては、今後、令和10年度の間、うちのほうの基金は運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、この基金が、いわゆる剰余金が出たので基金には積み立てるということになっても、その基金の運用は、例えば10年以降は減税に回すという、そういうことはできないということになるわけじゃないですか、はっきり申し上げますと。そうすると、いつから10年までの間に、その基金を大筋として減税とか様々な形で首長さんが使ってしまうという、こういう可能性も出てくると私は思うんですけども、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 基金につきましては、現在保有する基金ということで、先ほどお話があったように、その年その年に剰余金が生まれる可能性もありますが、町長答弁でもお話ししたように、基本的には医療費分を県が全て負担するというので、実際には、事実上大きな、要するに剰余金は生まれぬような形の制度になっております。

基金の運用については、ここちょっと時間を取って、10年度までの意向を踏まえて、浅川町ではなるべく減税とか大幅な上昇につながらないように、そこに充てていきたいということで今のところ考えてはいるんですけども、実際に、県が統一した料金のところに基金を充当して減税にするという形にはならないのかなというふうに今のところは考えております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、いわゆる減税ということはできないけれども、10年までの間の移行期間の中に、県が示すような標準化というんですか、県がこの国保税をならすわけですから、ならすというか、一定の金額にもう統一を決めているということに11年からはなっていくかと思うんですけども、そういう場合に、この基金を、そうすると、例えば一定程度今までの基金と同時に、これからの基金は、その剰余金が当該平均年額の100分の5に達しないときは、その額を納入額にするというふうなことで、基金はつくることにはあれなんだけれども、減税には使えない。それで、今まであったものについては、今先ほど言うように、これから運用については時間を取って、大幅な低下、それから大幅な国保税の増税なんかにならないように、県のそういう標準化に合わせるために使うんだと、こういうふうなことなんでしょうか、その辺。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 先ほど9番議員にもお話ししたんですけども、結局、今、実際町の基金はございます。この基金をどういうふうに運用するかということなんですけれども、やはり県の標準単価が見えれば、そこに現在の賦課額をすり合わせていくような形で調整がまず利くということで、まず県のほうには、それを一番初めにちょっと提示してほしいという形でお話をしております。

ただ、現在の価格、いわゆる賦課額を考えても、低い町村と高い町村がありまして、現在、低い町村からは何らかの公的な資金の投入の要望というのがありまして、やはりこれは単なる平均値で出しますと、低い自治体が非常に資金繰りに苦慮するというので、制度が変わったときに3,000億円の国の公費が投入されましたが、そういった形で、県あるいは国の公的資金の投入によって平等な価格の設定というのを市町村が要望しているというような状況であります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第59号 浅川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第60号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第60号 浅川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第61号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 4点ほどお尋ねいたします。

まず、13ページ、3款1項5目18節、地域福祉センター管理補助金62万9,000円について、すみません、もう一度詳細に伺いたいと思います。

続きまして、18ページ、9款1項2目17節の備品購入費182万、消防のデジタルトランシーバーという内容でしたが、現在も消防団でも省電力のトランシーバーを使っております。私も現役のとき使っていたんですが、使いものにならない商品だったというのをちょっと残念だなという印象です。今回の機種選定に当たっては、実際に現物を使っただけのテストなどをして、よりよいもの、現場で使えるものを選定するべきと思いますが、

いかがなものでしょうか。

続きまして、19ページ、10款4項1目10節、給食センターのトイレの修繕費32万5,000円でございますが、前にも給食センターのトイレは改修されていると思うんです、数年前に。今回どのような内容なのか。あまり頻繁に壊れるようであれば、抜本的な改善をするべきではないのかと思われるので、ちょっと質問いたします。

21ページ、10款6項2目10節需用費、公民館の屋根の修繕費ということでしたが、65万円。公民館の屋根自体、どのような状態なのか。もし65万円をかけて修理して、大体もちそうもないのであれば、やはりそこも抜本的な改善をしていく必要があると思うんです。それとあと、やはり公民館の新築です。その辺を町としてはどういう考えを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明をさせますが、公民館等をどのようにするのかという質問でございますが、公民館だけではありません。体育館もそうです、学校もそうです。今いろいろ検討をして、今、まずは学校、まず子供のほうからやっっていこうということを、やっていきたいなどは私自身思っております。

あとは課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 予算説明書の13ページ、3款1項5目地域福祉センター費の18節負担金、補助及び交付金、地域福祉センター管理補助金の内容ということでありますが、これは老朽化に伴う修繕等の経費ということで、まず浴室の排煙窓の修繕ということで、ちょっと開閉ができなくなっていましたので、これが41万8,000円、それから玄関ポーチの天井修繕ということで、天井が落ちてしまってきていますので、これが21万1,200円ということで、その合計額を計上しております。現地のほうは確認をして、修繕が必要だということで判断をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 18ページにおける17節備品購入費のトランシーバー、182万円の補正でございますが、これについて、トランシーバーは今回機器の購入でございますが、9月補正で計上しました、このアナログ電波からデジタル電波に変わるということで波形が小さくなりますので、デジタルに替えた場合で、従来のトランシーバーが聞こえなかった区域、正直申し上げて、町内だけは聞こえました、町外は聞こえませんでした、それらについて全て調査をしまして、9月補正でその受信状態を確認して、アンテナの設置、これは9月補正で計上しております、それについては今年度実施予定ですので、それらと連動して、このトランシーバーについてはデジタルのもので町内全域がカバーできる、そういう体制を構築しております。その分のトランシーバーの必要台数20台分を購入する予定でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

補正予算書の19ページの一番下の段です。

給食センターの修繕費は、補正予算32万5,000円となっておりますが、実はトイレばかりでなく、3項目ご

ざいます。まず、一番大きいところが、先ほど申し上げました女子トイレの大便器の修繕、17万5,000円。それと、調理器具の関係なんですが、真空冷却機のパッキン交換、こちらが5万円。それと、各調理器具の修繕代として10万円です。今議員さん申し上げました17万5,000円の修繕料なんですけれども、こちらにつきましては、女子トイレは2つございます。便器が2つございます。1つウォシュレットが故障しまして、何せスタッフが7人で使っているものですから、壊れる頻度は高いと思います。今回、17万5,000円の補正で修繕かけます。先ほど議員さんおっしゃったように、もしも今後このようなことがあるならば、抜本的な見直しは検討したいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 社会教育課長、岡部真君。

○社会教育課長（岡部 真君） では、お答えいたします。

公民館の屋根の修繕65万ですが、公民館の大ホールの部分、一階部分については、木造の瓦棒ぶきの屋根となっております。二階建てのほうの事務室含め、各種講義室等の二階建てのところについては、陸屋根となっております。今回修繕したいところは、大ホールの瓦棒の南側のほうの破風のところがちょっと壊れていますので、その辺と、併せて二階建てのほうとのつなぎ目のほうから若干雨漏りがあるものですから、そこらの堅どいのほうの修繕を併せてやるものでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 地域福祉センターの件は分かりました。

消防のデジタルトランシーバーというのは、受令機でよかったんですよね、搭載車とかについている受令機ではないのかな。ハンディタイプのやつですか。ということは、20機ということは、搭載車1個につき、いや、1班に1個、ワンセットということで。ぜひともそれに関しましては、やはり機種選定に当たっては、実際に使えるものをテストするなり何なりやってみて、実際火災の現場で使えるものを選定していただければと思います。

給食センターのトイレの件も了解しました。

公民館のほうの屋根、かなり老朽化が進んでいると思いますので、今後また修理等が出てくるとは思いますが、先ほど町長の答弁のほうで学校施設を優先したいということでしたので、公民館のほう、できるだけこう手を加えながらも、長期にわたって使えるように努力してもらえないのかなと思いました。

答弁は結構です。了解しました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長。

〔「総務課長、じゃ1点、トランシーバーの件だけ」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今おただしのように、過去のアナログについては非常に電波の届きにくいところがあったということですので、それを踏まえまして、現地の調査、電波の届き具合、これについては確認しております。それを受けて、今回必要なもの、台数を購入するということですので、今後はデジタル化されたもの

で消防団活動にも十分生かされるような、そういう体制をもって整備しているような現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

1番、菅野朝興君。

○1番（菅野朝興君） 10ページ、2款14節工事請負費で、プール解体費用ということで3,200万ということになっていまして、これ実際、この内訳、旧里白石小学校、旧山白石小学校ということによろしいでしょうか。

あと、この解体に当たって内訳、どういう形の費用になっているかということと、予定の時期です、解体、実際いつから着工を始めるのかということ。そして、その後完全に更地の状態で最後終わるのかということをお聞きしたかったんですけども、よろしく願います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、場所については、旧里白石小学校、旧山白石小学校のプール、2か所の予算を計上しています。

内訳については、費用、予算上は3,200万ということで上げていますので、それらの内訳については、これは本議会でもって議決をいただいた中において設計、積算する予定で、概算でつかんでいるものでございまして、内訳については説明できる内容ではございません。解体という費用を計上しております。

予定の時期については、本議会で予算が可決されれば、年度内の解体を目指して、発注を速やかに予定をしております。

また、利用形態ですけれども、更地にしまして、あくまでもこれについては指定避難所における体育館等、指定避難所に学校がなっていますので、その指定避難所の駐車場として利用するという利用目的を持って、今回解体ということでございます。

以上です。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、1番議員さんからあった工事請負費、補正予算の非常に大きな歳出でありますけれども、山白、里小の2か所やるところということで、あくまで概算なんだということではありますが、概算を3,200万に計上した、そういうふうな何ていうんですか、いわゆる坪当たりになると幾らとか、あるいは水処理とかそういうことも含めるとプラスアルファとかという、そういう概算ではあるけれども、その目安としたものは何なんですか。例えば、どういうこと、ほかの例も勘案したとか、そういうプールみたいなどの取壊しについてはこれこれこういうマニュアルがあるとか、何かそういう基礎はあると思うんです、3,200万という。

それから、単年度内の完了を目指すということですから、3月いっぱいというふうなことを目指すんでしょうけれども、ちょうど寒いときであります、日程としては、どういうふうな段取りで、どういうふうにするのか。これは、地元の人たちがグラウンドゴルフとか様々なことで利用したり、出かけて行ったりとかという、そういうこともあるわけですから、おおよそどういう日程を組んでいくのかということでもあります。

それは鉄筋コンクリートでありますから、解体についてもなかなか困難をするところもあるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、この業者は町内の指定業者というふうに考えるんですか、その点もお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） それでは、ご説明申し上げます。

概算した費用の3,200万ですが、これについては9月補正で委託費を計上しております、現在手元に残っていますプールの構造図、これを基に算定をしましたので、一定の数量を把握した中において積算をして、今回3,200万円の予算を計上しているもので、全く根拠のないものということではございません。

また、それについては、あくまでも当時の完成図書、図面を参考に積算していますので、その後に改造とかいろいろやっている関係もありますので、必ずしもそれらのおりに解体が進むというふうには判断し難い部分もありますので、あくまでも当初積算上は、現段階にある設計図書をもって積算したということでございますので、おおむねこの金額で解体のほうは進められるものというふうに判断しております。

2番目については、スケジュール、予定ですが、今回予算の議決をいただければ、年明け早々には入札等をして発注をかけたいということで、基本的には年度内の完成を目指すということでございます。ただ、埋設部分とかいろんな不確定要素もありますので、場合によっては明許繰越という場合も諸事情によっては出てくるかと思いますが、あくまでも年度内完成を目指して発注ということでございます。工種については解体ということですので、なかなか解体業者さん、そんなに数多くございませんので、その辺については、町の予定する契約に基づいて受注可能かどうか、今後入札等を踏まえて判断したいと思います。基本的には3月完成を目指す予定でございます。

また、指名業者ということになります、工種的には解体業ではあるんですが、解体業については、まだまだ指名参加等においても明確に、最近できた工種ですので、これらの解体業を専門とする業者の指名はなかなか困難かなということで、あくまでも建築関係、建築の業種において解体のほうをお願いしたいという方向で現段階で考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆるこの構造を、完成した段階での構造、そういうものに基づいてこの費用を、概算を計上したということですが、それは、例えばおおよその計算式というんですか、例えば、プールのような場合には平米当たりいろいろな状況を鑑みてどのぐらいなったり、合わせて何平米だから幾らと、こ

ういうふうな、それこそこれもまた概算でしょうけれども、そういうふうなものに基づいてやってきたんだということですが、その点の数字はどういうふうになっているんですか。

それから、解体業については、専門業者というのはなかなか本当少ないです。町内でも専門業者なんていうのはないと思うんですけども、建築業者、こういうことを考慮しながらやっていきたいということは、町内の業者だけでやるのかというふうに聞いたんですけども、その辺はまだ今後検討したいという旨なのか、あるいは、やっぱりあの程度のものならば建築業者、例えば、浅川町でも2つの業者が力を合わせてやるとか、そういうことなんかも考えられるんではないかと思えますし、ほかの業者とのユニットというんですか、そういうことも考えられるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

これからやっぱり中学校の問題も含めて、中央公民館の問題も今出ましたけれども、この解体することについては、浅川町ではかなり精通しないと、私は節約できないのではないのかなというふうに思うんでありますので、お伺いします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の数量関係でございますけれども、これについては、コンクリート、プール自体は鉄筋コンクリートじゃなくて鉄骨造りになっています。そういった工種、構造になっていますので、それを解体するための費用の算出については、解体の工種の中の種類別の積算、歩掛かり、まだまだそういう体制にはなっていない状況ですので、見積りによりやっている状況は数多くあります。

そういったことにおいて、現段階の完成図書における分かる数量でもって見積りと、県に単価のあるものについては県の単価を採用して積算をしたということで、合計として3,200万円の予算の計上でございます。詳細な数量については手元にありませんので、それは費用的に3,200万ということでご理解をいただきたいと思えます。

町内だけ、指名業者でございますけれども、これについては、町内だけの指名業者で建築関係の指名業者が5社以上いるかですが、現状においては5社以上はないという状況ですので、町内業者、町外業者を含めて、指名委員会の中で選考というふうになるかと思えます。

また、過去に実施しましたJV関係、企業体を構築してということでございますけれども、ボリューム的に企業体を組むようなボリュームではないのではないかなというふうに判断しております。また、JV企業体を組むとすれば、一定期間、発注までの期間がメンバーの構成とかいろいろ出てきますので、それには年度内の完成が非常に工期的にも難しくなるということで、いわゆるJVについては、そういった企業体は考えていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私、この指名委員会で十分検討したいという、特に地元の業者だけで云々というのについては、いろいろ困難もあるかと思うんです。今、町内の業者も含めて、業者は、あの台風の被害の工期が迫ってきているということで、本当に頑張っているということで大変なことなんです。民間からの大きな仕事なんかも今断っている状況なんだと、こういうふうなことがありまして、業者としてはなかなか年内に終わら

すということになると大変だなというふうに思いますんで、私は、JVは考えていないというふうな話もあるんですけども、町の業者がやっぱり関与するというのであれば、やっぱりJVなんかも一つの選択の意義の中に入れる必要があるのではないかと、こういうふうに思うんですが、町長、いかがでありましょうか。そのことが1つであります。

それから、プール解体とは別なんですけれども、16ページの18節の中山間地域支払交付金の中で、減額が132万4,000円になっているんです。そして、その下の、同じく1段下の多面的事業については、200万の増になっている。この辺の状況をひとつご説明を願いたい。

それから、17ページの14節の工事請負費250万、行政区のいわゆる工事ということで、行政区の工事ということになると、端的に農道舗装の工事費なのかなと、こういうふうに思うんですけども、200万ですか、増えているんです。250万ですか。だから、これはどういうことなのかなと。農道の舗装費を考えると、どういうことなのかなと思うんです。例えば、予算の中でずっとこう各行政区の要望を網羅して、ほぼ100メートルというふうなことを原則にしてやっていくということで、各行政区では計画を立てていたんですけども、要望が途中から、はい、何ですか新しいところが入ったとか、何かそういう変化が出てきているのかなと、その辺をお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、これ全般にわたりますけれども、3つ目には、コロナ関係でこの予算書の中に変化が出てきているというのは何と何と何というふうに、そういうことは総務課としてもまとめているというか、計上の中で整理したときにどういうふうになっておるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は、今のところJVのほうは考えておりません。

そのほか担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目にありました工事関係ですが、町内業者さんも確かに災害関係の手持ち工事があるということで、年度内の完成は非常に厳しいのではないかとということもございます。そういった状況も十分踏まえた上でございます。

また、JVについては、基本的に金額が、ちょっと詳細、手元に資料がなくて分かりませんが、5,000万以上の物件についてJVを組むとか、そういった体制でございます。今年度12月の補正ですので、工期等も考慮すれば、そういったJVではなくて指名業者という形で予定しております。いずれにせよ、指名委員会での結果を受けまして、工事発注に結びつけたいというふうに思います。

あと、4点目になりますけれども、コロナ関係での体制は何かということで、それぞれに大きくありまして、PCR検査に関する費用と、あと小中学校における水道の蛇口のレバー、ひねるやつをレバー式にしたというふうなのが、今回のコロナ関係での予算の計上となります。

私のほうからは以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

16ページ、6款1項7目中山間地域等直接支払事業費のうちの18節、補助金の件についてですが、こちらは対象事業の対象面積が減少したことによるものです。現在、対象となるものは、7集落で6,643アールとなっております。

その下、8目多目的機能支払事業費の補助金のほう、18節、補助金の200万ですが、こちらは県のほうの内示がございまして、それについて補正のほうを増額したものでございます。対象となるものにつきましては、13組織で4万7,783アールです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 17ページの8款2項1目道路維持費の14節工事請負費の250万の内容でございますが、議員さんおっしゃったような農道コンクリート等の舗装の工事ではございません。行政区要望と、あとは道路の破損箇所の維持補修工事が中心となります。地区でいえば、小貫宿ノ内、広域農道畑田地区、小野久保地内、箕輪山敷地内、山白石東今田地内の道路補修を予定をしております。それから、区画線の補修工事を2か所ほど予定をしております。それで250万という計上でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 3点ほどお伺いしたいと思うんですけども、ちょっと細かいところで恐縮なんですけれども、12ページの2款4項1目3節、ちょっと本当に細かいところで恐縮です。超過勤務手当の補正で57万6,000円、これは、もともと予算で見ると対象者1名ということで計上されていたと思うんですけども、令和2年度合計で87万6,000円となります。これ選挙管理委員会費で、どのような業務で超過手当の補正が組まれたか、ちょっとお伺いします。

それから、先ほど8番議員さんもお話しになりましたけれども、地域福祉センターの、これ内容については先ほど回答ありましたんで結構なんですけれども、62万9,000円計上されていますけれども、これは100%、これが100%町の補助と、修理の内容の100%を補助しているということでよろしいんでしょうか。13ページです、ページ13。

それから、19ページ、先ほどコロナ対策ということで回答あったんですけども、44万と212万7,000円、19ページの10款2項1目14節と3項1目14節、こちらのほうはコロナ対策ということなので、その詳細ですか、そちらのほうをもう一度お伺いしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課長より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目にございました、12ページにおける2款4項1目における職員の超過勤務手当ということでございまして、これについては、選挙管理委員会に在籍している職員が、今回の不測の事態に要したコロナ関係の給付金とか、そういった業務に従事してもらった関係上、ほかに予算の枠がなかった関係上、この担当職員についても超過勤務で対応していただいたということで、本来であれば別の科目から

支出するべきものではあったんですが、緊急と、また支払いの関係もございまして、そういったコロナ対策分として支出した関係上、不測を来したということで今回計上させていただきました。これについてはご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 先ほどの地域センター管理補助金についてなんですけれども、2件の修繕ですが、いずれも町が100%補助として支出を予定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

補正予算書の19ページです。

コロナ対策なんです、各小中学校に、校舎の中なんです、流し場に水道がございまして。水道の蛇口を、従来の手でぐりっとう持つやつを、今日持って来たんですけれども、サンプル、こういうレバーにすることに予定しています。レバーですと、あまり子供たち触らない、ぐりぐりよりはいいかなと思ひまして、養護の先生とずっと、この前ずっと協議はしていたんですけれども、これにさせていただきたいということがありましたもんですから、今回補正予算に上げました。数なんですけれども、小学校におきましては100個で44万円、中学校におきましては170個で75万の予算計上としております。

それと、実はコロナ対策、うちのほうではもう1点あるんですが、厳密に言いますと、それぞれ小学校、中学校の扶助費とあるんです、19節に扶助費。こちら準要保護という、母子世帯の方とかに学用品を支給しているわけなんです、今回、夏、7月頃なんです、保護者に通知を出しまして、生徒児童の保護者で自営業の方、この今回のコロナ関係で収入が減った方、募集をしまして、その方にも準要保護で学用品と、あと給食代の代替です、そのような支給を2世帯ずつしております。そちらもコロナの対策となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） 最初の、まず12ページなんですけれども、これ対象者は1名でいいということなんだろうと思うんです。それで、選挙管理委員会費となっているけれどもコロナ対策ですよというようなことも、今回答がありました。ということは、多分その方の、担当者の方の超過勤務単価1,700円ぐらいかと、計算すればそのぐらいになるんですけれども、毎月42時間ぐらい残業したことになるんですけれども、それでいいんですよね、であれば、そういうことになるんだと思います。そうすると、トータルで八十何万になりますから、毎月毎月42時間ずつ平均で超過勤務やったということは、毎日2時間ずつ超過勤務やったということによろしいんでしょうか。

それから、トータルで今回の正職員全体で358万、超過勤務組まれています。これは、説明のとおりコロナ対策だったり、国勢調査があったということなんです、国勢調査でもともと30万ぐらい予算立てしていますよね、超過勤務の。それでも不足したというような考え方でよろしいんでしょうか、お伺いします。

それから、13ページの地域福祉センター、私、前回定期監査に行かせていただいたときに、何か北側の壁の

ところの修理をやって138万500円かかったというふうなことを聞いているんですが、これは補正に組まれているんでしょうか、それともこれは社会福祉協議会が持つんでしょうか。ちょっとそれ分からないので、もしそれがあんだとすれば、138万の100%の計上が必要なのかなというふうには思っているんですけども。

それから、19ページの小中学校、今お話聞くと、小学校が100個、中学校が175個で75万ということは、212万のうち75万がそのレバーにかかったということによろしいんですか。ということは、残りは何に使ったのかなということになるんですけども。

それともう一つ、コロナ対策といえば、今、多分地方自治の75%ぐらいが自動水洗、いわゆる自動でやるというふうになっています。なぜレバーなのか、ちょっと教えていただけませんか。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 12ページの超過勤務関係でございますが、給料として計上しているものは職員1名ですが、選挙管理委員会に携わっている者については2名おりますので、2名の職員に対する、明細は手元にちょっと資料ありませんけれども、そういった職員に対する超過勤務手当ということで対応しております。

また、全体的に24ページで言う超過勤務手当については、提案理由でも説明させていただきましたように、358万ということで補正で増しております。これについては、主にコロナ対応、定額給付金、町独自の給付金、また、今年度については国勢調査もございまして、総務課等において担当者だけでは十分手が足りないということで、総務課内の職員も含めた対応をした関係上、本年度総額の補正で超過勤務手当358万の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 地域福祉センターの修繕に関する件ですが、北側の壁ということですけども、昨年の実績ではなくて、今年ということでしょうか。

〔「今年ですね、はい」の声あり〕

○保健福祉課長（坂本高志君） 今年やったものであれば、既にその分に関しては、修繕に関しては町が100%持つということになっていますので、補正以外に当初の枠組みというか、その予算の中で対応していると思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

19ページの中学校の工事請負費の補正額は、212万7,000円です。この内訳なんですが、先ほども申しました、こちらの蛇口の交換で、170個で75万円。それと、あと2つなんですが、まず教室のクロスの貼り替え、4部屋分、83万円を予定しています。これ継続でやっておりまして、今回最後です。それと、校庭の野球のところがあんですが、スコアボードがございまして、でかいのあるんです、2メートルぐらいの高さの。これ、今から30年以上前なんだと思うんですけども、浅川ライオンズクラブが寄贈していただいたものです。こちらが、基礎とかが木製なものですからもう腐ってきておりまして、ぐさぐさになっておりまして、保護者と学校から要望がございまして、今回そのスコアボードを新しいものと交換します。そちらにつきましては、55万円です。

ということで、この3つを補正計上しております。

それと、議員さんおっしゃる自動のなんですけれども、こちらにつきましても養護の先生とはいろいろ協議はしてきました。ですけれども、ご覧のとおり小学校、中学校それぞれ昭和の建物なものですから、築40年過ぎていて、その設備を入れるとなると、うちのほうも業者とも話はしてみたんですけれども、莫大な金額がかかるということで、先ほど町長も申し上げましたが、今後、学校関係いろいろ予定しておりますので、もしもその場合には、そのような対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 4番、木田治喜君。

○4番（木田治喜君） そうすると、まず超過勤務の件なんですけれども、ということは、完全にひもつきにはなっていないと。1名でもともとしたものが、固定であったものが、そこに携わった人が2名いるから、2名分のやつをそこで計上したということなんですけれども、そんなに、総務課なら総務課の中で厳密にその業務によってその超過勤務を分けているんでしょうか。それこそ業務で全部その超過勤務、今日はこれのために超過勤務するからそこに計上するだとか、そういうことをやっているんでしょうか。もしやっていないんだとすれば、何も別にこの、12ページの選挙管理委員会のところに計上する必要性は全くなくて、ほかの該当者のところに計上すればいいんじゃないかなというふうに私は思っているんですが、それほど業務ごとにきっちり分けているのかなと。逆に言えば、そのほう、分けたほうがいいんだとは思いますが、そういう運用をしているのかどうかというのは、そういうふうになっているということなんだろうから、そうしているんだと思うんですが、そうなのかなという感じはします。

それから、地域福祉センターの138万というのは、これもう一度確認してほしいんですが、今年の9月に多分やっているような形で計上されていきました。もともと地域福祉センターの補助というのは380万だと認識しているんですが、380万の運用でやっているんだということと、そこに130何がしが入ったら、もうほとんどないですよ。それでも補正を組んでいないということは、支払いが社会福祉協議会がやるんでしょうかということなんです。それでちょっと質問させてもらいました。それ確認願えますか。

それから、確かに今、小中学校のレバー式なんですけど、莫大な費用はかからないと私は思っているんですが、単純にいろんなあれを見てもらうと分かるとおりに、1万幾らとか、下手すれば6,000円ぐらいから、高いものは30万、20万あります、5万、6万かかるものもあります。ただし、簡単に10分ぐらいで取り替えられる。あそこの蓋を取って、そこに差し込んで、上に覆いかぶせる、ただそれだけで自動センサーが出来上がります。本当に検討されたのかどうか私ちょっとあれなんですけれども、ぜひ今からでもいいので、もしコロナ対策でやるんだったら、これで触っても、これで触っても一緒なんです。確かに確率的には減るでしょう。だけど、触るという時点で、それは同じ。だったら完全に触らないようにやるべきだし、それから、トイレなんかはドアノブ、その辺の、手を幾ら洗ってもドアノブ触ったら一緒なんです、そのトイレの横には必ず消毒液を置いておくとか、そういうことなされているとは思いますが、そういうコロナ対策の抜本的な見直しを動線を含めたところでやってもらわないと、それでクロスの貼り替えだとか、スコアボード直しましたというのはいいんですけれども、やるのであれば優先順位としてどれを先にやったら一番いいのかと、子供たちのことを考えて何をするのが一番いいのかというのをもう少し考えたほうが私はいいと思いますし、各家庭でも水洗、

何ていいますか、自動水洗をつけるのはそんなに大変なことじゃないんです。ぜひともそれも含めて考えていただければなというふうに思います。お願いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） 今おただしのあったように、ひもつきになっていないのではないかということでございまして、全くそのような状況もあります。ただ、基本的には選挙管理委員会費、また、次のページにもある指定統計調査費ということで、今お話あったように、ひもつきでしなければならないということもございまして、それぞれの科目における予算は必要額を計上しているということです。ただ、今回、本来であればそのひもつきという、そういう形態を取るとすれば、これらの超過勤務については予備費から充当という執行の方法もあったかと思いますが、予備費からの充当ではなくて、現予算である中において対応させていただいたということですので、ご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） 138万の工事の件ですけれども、これ当初予算の中で予定しておりまして、当初予算の中で修繕費として組み入れておりますので、町で負担しているものです。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 説明があつて、私聞き漏らしたものがあられるかもしれませんけれども、幾つか伺いたいと思います。

まず1点目、10ページの基金費に関してなんですが、国の補助金が後から入ってきて基金に積み戻すということで、4,500万円計上されます。今後さらにどのくらい見込めるのか、それで、最終的には幾らぐらいになる見込みを持っているのか伺いたいと思います。

次は、やはり10ページの企画費の地域おこし協力隊の募集に関してなんですが、今年度はどういう募集の方法をしたのか伺いたいというふうに思います。

3点目ですけれども、13ページの地域福祉センター費、先ほどから話になっていますけれども、これ補助金、事業費の残が生じた場合は、これを返還ということになるのでしょうか、伺いたい。

それから、根本的に社会福祉協議会が浅川町の所有物である地域福祉センターを管理しているということの権限、これについて以前一般質問でお尋ねしました。吉田富三記念館については、議会の同意を得て指定管理者になってもらっている。社会福祉協議会は、そういう手続一切なくて、町の施設を独占的に管理運営している。これはどういう法的根拠に基づいてやっているのか、改めて伺いたいと思います。

それから、14ページの放課後児童の期末手当の減額に関してなんですが、まず1点目、ちょっと疑問に思うのは、減額がこんなに大きいのかなというふうに思うのですが、その減額の理由。それと、期末手当の支給基準というのは、会計年度任用職員と一般の職員の方では基準は同じなのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、やはり14ページの被災者用住宅借上料に関してなんですが、これは、借り上げたのは個人の住宅を借り上げたということなんですか。町の所有する公的な住宅、町営住宅等に入る余地はなかったんでしょうか。その点を伺いたいと思います。

それから、15ページの高齢者のPCR検査について、再度、対象者、予定人数、それから自己負担の額、こういったものについて伺いたいというふうに思います。

それから、やはり15ページの健康増進事業に関する費用が、1名分だと思うんですけども、減になりました。これについて、私聞き漏らしたかもしれませんので、再度説明を願いたいというふうに思います。

それから、最後に教育総務事務局費の浅小の通学バスについて、部活の子供を帰すために運行したということでした。もう少し内容を詳しくお話しいただきたいのと、これは来年からもこういう対応をするということなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各担当課より説明させていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず初めに、10ページの基金の関係でございますが、今回4,500万円を積立てすることによって、基金の残高は5億1,500万円になる見込みでございます。また、今後になお積立ての予定ですけども、農地等の災害復旧費において、まだ1億弱の補助金が入ってきておりませんので、これについては令和2年度追加交付もありましたけれども、令和3年度にその分が補助金として交付されるものということで、それについて、約1億弱については、そのような目的で基金のほうへの積立てというふうになるかと思いません。

次に、地域おこし協力隊の関係ですが、本年度については、町の観光PRを目的とした地域おこし協力隊ということで募集をしておりましたが、募集がありませんでしたので、今までの8か月分を減額させていただいたということになっております。

また、14ページにおける期末手当の支給基準については、正規職員と一般会計年度任用職員の取扱いは、同じ内容で支給をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、地域福祉センターの管理についてであります。地域福祉センターの管理につきましては社会福祉協議会へ使用許可を与えておりますが、管理をする法的な根拠というのはないと思います。当時は、町が建築して、町で事業を行った経過がありましたが、介護事業が始まって、使用許可を与えて、社会福祉協議会が利用しているというふうに理解しております。

続きまして、15ページの4款1項4目予防費についてですけども、18節の負担金、補助及び交付金、この下段の疾病予防対策事業費補助金が、高齢者の特定疾病を持つ方のPCR検査ということで計上しております。内訳としましては、郡内と郡外の想定をしまして、合計で30件、30人分を予定しております。左側の補正の内訳を見ていただくと、国・県支出金が24万8,000円ということで2分の1が補助になっていまして、町が2分の1を補助して、全額、一応限度額以内で交付するという予算の計上です。

それから、9目の健康増進事業費の件費につきましては、これは、実は保健センターの会計任用職員だったんですけども、この方は准看護師の資格を持っていまして、6月で本来は落とす予定で整理しようかと思ったんですけども、コロナウイルスの関係がありまして、看護師の資格を有する方の雇用、そういったこと

がちよっと考えられたものですから、6月に整理せずに今回減額するような形にしました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 14ページの3款3項1目災害救助費の13節使用料及び賃借料の被災者用住宅借上料の件でございますが、これは簗輪団地を借り上げたものへ対する補填となっております。町では、昨年の19号災害を受けまして、災害等に伴う町営住宅の一時使用の取扱要綱を定めております。その中におきまして、台風だけではなく、重大な過失や故意による火災を除く通常の火災による被災者に対しても生活支援を行うということで、町営住宅の貸出しを行うこと要綱で定めております。その中におきまして免除をするということで、その分の補填を歳出側で計上して、町営住宅のほうの簗輪団地の歳入をさせるというふうな予算の計上の方法でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、生田目源寿君。

○学校教育課長（生田目源寿君） お答えいたします。

予算書18ページです。

教育費の事務局費の中の委託料は295万5,000円。こちらは、小学校のスクールバスの補正なんですけど、金曜日も一般質問で答弁はしておりましたけれども、今現在、浅川小学校におきましては、バス5台運行しております。当初予算で3,000万ほど予算を取りましたが、夏場、どうしても小学生の低学年と高学年で待ち時間が長くなり過ぎて、保護者からも何とか対応してもらえないかということもございました。こちらでも検討したんですが、朝は1便だったんですが、夏場、部活動等ある場合には、こちらで便宜上に2便出しておりました。早い時間で帰る児童、遅い時間で帰る児童と、その2便をやったものですから、予算上どうしても間に合わなくなりまして、今回295万5,000円の補正を上げさせていただきました。

それと、来年度なんですけど、こちらでも一般質問のほうで答弁したとおりなんですけれども、来年度につきましては、現時点で小学校、中学校と予定はしておりますが、こちらにつきましても時間差がございますので、朝は1便、1回でいいと思うんですが、帰りにつきましては2便等出すようになると思われます。そのように検討はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、基金に関しては、あと1億円弱ぐらいが見込めるということで、6億円ぐらいまでは回復すると、こういう見通しでしょうか、確認したいと思います。

それから、次、企画費の地域おこし協力隊については、町の観光PRとして募集したということなんですけど、どういう募集方法を取ったのか。私、ネットで見たら、地域おこし協力隊募集のところで、200を超す自治体のずらっと出るんです。それで、何か本当に概要と給料と勤務地みたいな、あんまり大して詳しいことを書いていなくて、ああいう仕方でしたのかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、地域福祉センター費に関してなんですけれども、62万円で、残が生じたら、これ町に戻すのか戻さないのかというところの答弁がありませんでしたので、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、その問題になっている部分なんですけれども、社会福祉協議会は、浅川町の地域福祉センターを使用許可を得て使用している団体と、こういう位置づけなんですか。その団体に、まるで管理者であるかのような扱い、管理補助金というのを出すんですか。私は、これは何か以前からも積然としないんですけれども、以前の一般質問の際は、この扱いについてはちょっと検討させてほしいという答弁をいただきました。その検討の結果がそういうことなのか、それとも現在もまだ社協がなぜあの地域福祉センターを独占的に管理運営できているのかというところの位置づけ、法的位置づけをまだ検討中なのか、改めて伺いたいというふうに思います。

放課後児童のやつは分かりました。

被災者の住宅の件も分かりました。

高齢者のPCR検査で、特定の疾病を持った人、この特定の疾病というのは例えばどういうものなのか伺いたいのと、あと、郡内、郡外という話が出ましたけれども、これはどういうことなのか伺いたいというふうに思います。

あとは結構です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、江田豊寿君。

○総務課長（江田豊寿君） まず、1点目の基金関係でございますが、先ほど説明したとおり、来年度見込みですが、まだ農地の災害復旧補助金1億程度の交付がありますので、それを含めれば6億程度まで回復するというふうな状況でございます。

2番目の地域おこし協力隊につきましては、ネット上にありますように200を超す自治体ということで、国のほうで募集のあれを一元化管理しておりますので、同じような内容で募集をかけるという状況で、ご承知の内容のとおりでございます。詳しい内容については要綱等を定めておりますが、そのようなもので募集をしていた状況です。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、坂本高志君。

○保健福祉課長（坂本高志君） まず、補助金の残につきましては、残が生じた場合には、変更契約を行って返還しております。

それから、社会福祉協議会の地域福祉センターの使用ということなんですけれども、私なりに当時のものを調べてみましたが、やはり使用許可以外のものは契約書としては存在しませんでした。基本的には、以前は地域福祉センター所長ということで町から派遣をしておまして、その方が管理的な職責を担っていたということで、今後、その選出について協議、検討中であるということで、まだ正式に決定しているものではないというふうに考えております。

それから、PCR検査の特定疾患という件なんですけれども、これは65歳以上で、慢性肝炎、それから糖尿病、高血圧、そういった疾患を持つ方ということで、これは、定義としてはそういった診療を受けているものがあればというような形であります。

それから、郡内と郡外ということなんですけれども、これは郡内ですと、ひらた中央病院を一応優先させて考えておまして、単価が違うのです。郡外で、例えば郡山で受けるような形もあり得るということで、郡外

と郡内で、単価の違いで一応計上しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、地域おこし協力隊についてはネットに上げたということでしたけれども、今後、もしさらに地域おこし協力隊の力を町で借りたいということであれば、ネットに上げただけでは不十分で、町のホームページとか何かにも特別なところをつくって、そこを検索してもらうような、そういう対応をしないと、あれだけでは恐らく応募はないんじゃないかなというふうに思うんです。その点もぜひ検討してみてください。答弁は、その部分は結構です。

それから、社協と地域福祉センターの関係なんですけれども、これ、前年度まではこういう問題は全然発生しなかったんです。というのは、地域福祉センターには浅川町の職員である、会計年度任用職員なんですけれども、職員である職員が所長になってあそこに行っていたから、だから、管理者は浅川町だったんです。でも、その所長をなくして、社協の事務局長をその代わりに据えようと、こういうふうになったんで、浅川町の関与がなくなってしまった。なくなってしまったんだと思うんですけれども、今年の4月から、それでこの問題が生じたんです。その点もよく踏まえて、まだ正式に決定はしていないということなんですけれども、町の公共施設をどういう根拠で使っているのかどうか、それも説明できないような状況というのはあまりよくないと思うので、ぜひよく検討して対応していただきたいなというふうに思います。この部分も答弁は結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第61号 令和2年度浅川町一般会計補正予算（第6号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

ここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第62号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第62号 令和2年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第63号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第63号 令和2年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第64号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第64号 令和2年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第65号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第65号 令和2年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第66号 令和2年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 会計等の数字上ではないんですが、最近2人の方から、水道の水の中に、いわゆる白いものが湯沸器なんか等にたまるというんです。カルキというんですか、あれ。そういうふうがあって、私は水道課の方にも話したら、いや全然変わらない数字で、検査もしていて、変わらないんですと、こういうふうなことだったんですが、何かこの間にそういう、これはコロナ関係ではないと思うんですけども、水道の中に変化等が何か、それに類するようなことがあったのかどうか。さらに、そういう検査については、やっぱりどういうふうに、定期的にやられていると思うんですが、その辺も含めてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 水道の水質の件でございますが、浅川町は基本的に地下水をくみ上げて処理しているという都合上、鉍物が多いというはご承知のとおりかなというふうに思います。コロナの関係等も含めて、現在のところ特に水質の大きな変化や特別な処理ということは実施をいたしておりません。ここ数か月は大きな漏水等もなく、水質等も順調に推移しているというような状況となっております。

検査については、上水については月1回、原水、地下水の検査については年に1回、実施をしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私もその方には、課長が言われたような形で話をしたんですが、ぜひ、もし差し支えなければ、そういう方の橋渡ししますので、説明が、職員、時間があればお願いしたいと思うんですが、どうですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、八代敏彦君。

○建設水道課長（八代敏彦君） 私どものほうに連絡いただければ、直接ご説明を申し上げたいと思います。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第66号 令和2年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第67号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） 最初の契約から約20%弱の増額という内容でございますが、当初の説明では、水が抜け切った状態でなく、その現状が分からなかったということでの増額となったという説明は分かったんですが、元の図面があって、このぐらいの面積で被害が発生しますよということで数社で見積りしたと、数社ともやはり同じ条件での見積りですので、果たしてそのほかの業者がこういう変更の手続をするのかというのは分かりませんが、あまりにも何ていうか、最初の入札が無視されるというか、そういう最初の見積りは何だったのかというような増額の金額であるので、もう一度その辺、説明をしていただきたいなと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 残土の件につきましては、残土は……

〔「残土じゃない」の声あり〕

○町長（江田文男君） いや、残土の件でしたよね。量はね、そこの福貴作の件だけではなくて、まず想像以上に残土が出ていたのは間違いございません。それで、福貴作に関しては、補足説明を担当課長にさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

提案理由の説明でもご説明申し上げましたが、工事請負契約の変更ということで、数字のほう資料のほうでお示ししてございます。特に大きいのは掘削土の増ということになっておりますが、これは、お話ししましたとおり、流入土砂によって埋もれているので正式な量が分からなかったということになります。その流入した土砂、設計の段階では、ポイント、ポイントでその土砂を量りますが、実際の流入した土砂の量、実際に撤去してみないと分からない部分もありますので、国の査定のほうを上げておりますので、早急に発注するために、土砂の平均、ポイント、ポイントで平均圧を出して、土砂量を出しておりますので、実際にやってみると

違うということは土砂の排出にはよくあることでございます。この工事だけではありませんで、流入土砂の撤去をしております現場につきましては、ほとんどがやはり流入土砂の正確な量が分かりませんので、20%から30%程度の変更が出ております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、須藤浩二君。

○8番（須藤浩二君） ということは、担当課のほうでは、もうあらかじめ最初から、この8,700万に対して20%ないし30%ぐらいの増額は、当初からもう予定されていたよということによろしかったでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） 当初の、今ご説明申し上げましたとおり、想定で設計のほう組んでございますので、20%、30%程度の変更は出るかと当初より考えておりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 何か今課長の答弁を聞いていて、確かに地下、土の中とか分からない部分があるから、二、三割ぐらいの程度はもう変更が出て普通なんだと、何かそういうことをおっしゃったんですけども、私は、そうすると、いわゆるこの実施設計の精密度というか、そういうものは一体どこにいつているのかなというふうに感じるんです。だから、今8番議員さんが言われましたように、やっぱりこれ大幅な増という、確かに町長が言うように残土が多い、思ったよりもいっぱいだというふうなこともこれあります。この数字の中でも、ただ、面積なんかも、これやっぱり変わっていると。

この農地復旧の中でも、これ1,202平米、2立方が掘削土ですか、そういうふうなことで、あまりにも大きいんじゃないかなというふうに、私は、工事そのものの現場も立入禁止だったんですけども、現場の人にちょっと頭下げて聞いたら、いや、危ない、危険あれしないで見ていてくださいということで見させてもらったんです。工事の被害のときには議会でも見ましたので、大きな、浅川町の中での作業工事のやっぱり一番大きな箇所です。確かにそういう課長が言われることも考えに入れなくちゃなんないのかなと思ったんですけども、それにしてもその設計、実施設計なんかを考えれば、あまりに大き過ぎるんじゃないのかなと。精密度はどうなのかな、設計監理者はどういうふう考えているのかなと、こういうふうには私は考えたんですけども、その辺もう少し、なぜこういう大きな変化が出たのかということ、この変更の概要書を見れば分かるでしょうと、こう一言で片づけないで、ぜひどういうことだったのかということをもう少し分かりやすくご説明をいただきたいと。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

先ほど8番議員さんにもご説明申し上げましたとおり、河川から流入した土砂につきましては、想定でこの程度でしようということでは測量のほうは設計の段階ではできません。どうしても実際に細かく区切って土量がこの程度と分かりますのは、やはり起工測量したり、実際に工事のほう入りまして、実際はもうここまで

土砂を取らないと駄目だということがありますので、実際に取ってみないと分からないということが非常に大きな変更の原因となっております。

加えまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、国の災害査定に出すために、早急に災害用の設計を業者のほうにお願いして、その設計を基に発注いたしております。先ほど説明したとおり、当初より若干の変更は出てくるだろうということで、流入土の排出については考えておりました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 確かにあれだけの大災害ですから、行って見ると分かるように、ごそっと土そのものがえぐれちゃったり、雨が降ると、もうそここのところが池みたいにごわっとたまっているような状態で、大変な災害だったと思うんです。

それにしても、今までこんなに大きな変更したというのは、私ちょっと、ここ最近の工事も含めてないような気がするんです。掘ってみなくちゃ分からないんだと、あるいは設計のそういう概要の設計の中では、もうとても測量も何もできないんだと。こういうふうなことを、そういうふうな趣旨のことを今おっしゃったんですけれども、でも、測量も試掘もやったんでしょう。それがどのぐらいの深さでどうだったというののもちゃんと、土量がどのぐらいこう流れて、ここは何万立方がなくなったんだとか、あるいはその面積に掛け合わせるとどうのこうのという、そういう科学的な見積りとか測量、そういうことはやったんでしょう。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

測量等につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、あるポイント、ポイントでしかできませんので、全て流入土砂の厚さも場所によって全然違いますので、ポイント、ポイントで量った部分の平均圧等、また想定でしか設計の段階では数量のほうは出せませんので、実際にやってみないと分からないというのが大きなところでございます。通常の何かを造るというような工事でしたら、ある程度正確な設計のほうはできるかと思いますが、どうしても流入した残土の、残土と申しますか土砂の撤去となりますので、実際に取ってみないとそこがどうなっているかというのは、全ての部分を試掘して確認するということではできませんので、こういったことで変更させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今は何ていうんですか、A I とか、その情報とかで、例えばこう以前の状況のところ当てはめて、そして、こここれだけなくなったから、もう何万立米は土がないから持って来なくちゃなんないだとかというのは、そういう機器を駆使すれば、私は出てくるんだと思うんです。ただ、そこまでダム工事みたいに金額がいっぱいあって、余裕があってというようなことではないんだと思うんです、災害復旧工事ですから。だけれども、それにしてもちょっと多過ぎるなというふうな数字なんで、ぜひ今後、できるだけ精査してほしいなと、こういうふうにして要望して終わります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

3番、会田哲男君。

○3番（会田哲男君） その変更契約の件ですが、1,456万増額になったんですけれども、これあれですか、災害補助のあれにはなってくるんですか。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、坂本克幸君。

○農政商工課長（坂本克幸君） お答えいたします。

こちら、増額になった分も含めまして国の変更契約のほう承認いただいておりますので、農地の分につきましては96%、農業施設の分については98.8%が、後日、補助金で措置される予定となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第67号 工事請負契約の変更についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎同意第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、同意第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本案につきましては、固定資産評価審査委員会の委員、渡辺裕之氏が令和3年3月13日をもって任期満了となり、引き続き固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、浅川町大字中里字古屋敷76番地、氏名、渡辺裕之、生年月日、昭和32年2月15日。同氏は、平成24年9月18日より固定資産評価審査委員会の委員となり、現在に至っております。

引き続きご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、同意第17号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

◎請願第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書を議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、請願第4号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する請願書を起立によって採決します。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第4号は採択することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75

条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、請願第4号が採択されましたので、追加日程、意見書準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りします。ただいま配付しました日程第17を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第6号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、発議第6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に表題部を朗読させます。

議会事務局長、佐川建治君。

〔議会事務局長（佐川建治君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第17、発議第6号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時26分